

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		18,218	1,448,010,043
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		427	11,828,153
債 務 控 除 額		8,750	141,319,472
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		1,684	5,780,715
課 税 価 格		18,298	1,324,299,439
相 続 税 額	算 出 税 額	18,036	197,162,468
	2 割 加 算 額	1,405	1,799,575
	計	18,036	198,962,043
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	556	275,407
	配 偶 者	3,062	50,404,052
	未 成 年 者	152	49,583
	障 害 者	285	263,721
	相 次 相 続	728	1,943,944
	外 国 税 額	1	2,161
	計	4,532	52,938,867
差 引 税 額		15,687	146,023,176
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		137	1,019,105
小 計		15,666	145,004,072
農 地 等 納 税 猶 予 額		335	7,955,772
株 式 等 納 税 猶 予 額		22	517,149
申 告 納 税 額	納 付 税 額	15,596	137,002,407
	還 付 税 額	64	508,751
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		6,306	520,350,000

調査対象等： 平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成22年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
平成 17 年分	18,842 人	1,348,911,458 千円	199,443,647 千円	57,073,386 千円	16,018 人	133,514,378 千円	6,215 人
平成 18 年分	18,889	1,407,781,750	217,633,083	60,963,316	16,172	145,441,100	6,280
平成 19 年分	19,121	1,408,016,937	218,195,614	57,891,419	16,248	151,220,033	6,473
平成 20 年分	19,362	1,452,257,759	228,795,688	60,287,152	16,471	157,978,632	6,583
平成 21 年分	18,298	1,324,299,439	198,962,043	52,938,867	15,596	137,002,407	6,306

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
水戸	377	23,038,404	325	1,699,913	129
日立	269	17,553,874	235	1,565,561	94
土浦	446	31,315,212	381	2,833,698	168
古河	183	10,322,309	147	483,260	66
下館	240	13,935,065	198	911,963	89
竜ヶ崎	300	18,467,880	251	1,496,650	112
太田	304	20,073,626	252	1,971,167	102
潮来	108	6,667,060	86	535,261	38
茨城県計	2,227	141,373,430	1,875	11,497,473	798
宇都宮	542	39,413,887	471	3,466,843	197
足利	160	10,303,068	132	800,322	54
栃木	412	27,800,010	356	2,225,659	155
佐野	134	8,564,485	109	925,166	50
鹿沼	163	11,607,760	143	850,143	56
真岡	83	5,584,316	74	361,586	33
大田原	145	9,337,780	120	828,036	51
氏家	92	5,200,567	79	255,206	37
栃木県計	1,731	117,811,873	1,484	9,712,961	633
前橋	447	27,509,474	374	1,989,435	157
高崎	528	30,255,406	438	2,101,735	188
桐生	120	7,400,177	105	443,195	44
伊勢崎	224	11,887,689	181	527,334	83
沼田	62	3,746,143	52	204,574	24
館林	402	23,930,531	338	1,686,824	144
藤岡	78	4,108,919	64	223,613	29
富岡	76	3,955,304	61	209,995	26
中之条	48	2,537,113	41	134,312	15
群馬県計	1,985	115,330,756	1,654	7,521,017	710
川越	1,101	89,953,089	952	10,109,479	370
熊谷	401	21,936,324	338	1,622,692	134
川口	753	67,547,921	652	8,611,441	221
西川口	446	43,928,688	388	6,555,598	140
浦和	895	98,077,566	783	16,493,885	311
大宮	806	67,584,460	707	8,589,618	256
行田	286	18,099,239	243	1,403,542	100
秩父	100	6,079,704	82	355,960	38
所沢	903	73,168,495	754	8,957,592	302
本庄	97	6,990,817	81	757,838	38
東松山	240	15,667,710	211	1,318,683	83
春日部	845	56,865,734	744	5,346,227	276
上尾	650	48,319,354	560	5,019,898	218
越谷	729	59,044,896	641	7,524,242	221
朝霞	560	62,329,194	513	9,624,744	185
埼玉県計	8,812	735,593,191	7,649	92,291,439	2,893

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
新潟 潟津	540	33,751,510	439	2,766,147	183
新潟 巻	67	4,358,441	61	373,921	24
	115	9,387,033	93	1,171,427	44
長岡 岡条	224	12,990,407	185	1,315,948	76
三浦 柏崎	183	13,217,963	152	1,079,282	68
新潟 登田	85	5,455,478	77	320,855	26
新潟 小千谷	109	5,851,090	88	292,464	40
新潟 十日町	81	3,982,976	65	172,570	30
新潟 村上	38	3,575,182	33	422,081	16
新潟 糸魚川	58	2,654,203	50	139,472	16
	33	1,464,851	23	58,336	10
新潟 高田	134	8,453,432	122	567,626	54
新潟 佐渡	59	3,696,074	45	187,398	21
新潟 県計	1,726	108,838,640	1,433	8,867,527	608
長野 野	478	30,997,100	389	2,641,010	176
長野 松本	392	22,649,035	334	1,626,819	139
長野 上田	200	10,834,443	155	498,735	75
長野 飯田	134	8,058,891	104	409,877	52
長野 諏訪	224	10,783,155	190	550,386	75
長野 伊那	122	6,761,449	100	496,432	42
長野 信濃中野	62	3,716,041	51	168,537	25
長野 大町	39	3,040,867	34	376,880	17
長野 佐久	151	7,529,452	131	292,977	56
長野 木曾	15	981,116	13	50,337	7
長野 県計	1,817	105,351,549	1,501	7,111,990	664
総計	18,298	1,324,299,439	15,596	137,002,407	6,306

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数 人
		相続人の数 人	金 額 千円	相続人の数 人	金 額 千円	
本年分	申 告 額	18,305	1,321,037,441	15,585	136,745,248	6,306
	修正申告額による増差額	414	4,889,263	660	793,708	300
	更正による増差額	-	-	1	-	1
	更正等による減差額	205	1,627,265	297	536,548	127
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 18,298	1,324,299,439	実 15,596	137,002,407	実 6,306
過年分	申 告 額	479	20,071,255	413	1,193,454	225
	修正申告額による増差額	3,481	48,936,498	5,164	11,052,037	2,006
	更正による増差額	35	679,972	57	183,584	25
	更正等による減差額	984	14,244,082	1,353	4,345,687	595
	決 定 額	12	940,823	12	206,925	5
	計	実 4,771	56,384,466	実 6,664	8,290,311	実 2,429
合 計	申 告 額	18,784	1,341,108,696	15,998	137,938,702	6,531
	修正申告額による増差額	3,895	53,825,761	5,824	11,845,744	2,306
	更正による増差額	35	679,972	58	183,584	26
	更正等による減差額	1,189	15,871,347	1,650	4,882,235	722
	決 定 額	12	940,823	12	206,925	5
	計	実 23,069	1,380,683,905	実 22,260	145,292,719	実 8,735

調査対象等： 「本年分」は平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成22年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成20年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成21年11月1日から平成22年6月30日までの間の申告（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を除く。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成19年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成21年7月1日から平成22年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	109	9,650	88	12,875	21	20,175
過 年 分	3,758	613,923	383	212,609	781	1,065,371
合 計	3,867	623,573	471	225,485	802	1,085,546

5-2 相続財産価格階級別

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人の数
			相続時精算課税適用財産価額	暦年課税分贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
1 億円以下	1,446	120,339,285	2,452,682	569,645	1,523,116	3,361
1 億円超	3,039	420,045,128	3,733,846	2,093,069	15,981,848	10,240
2 "	864	207,898,018	2,386,545	1,030,346	17,414,838	3,125
3 "	550	209,856,995	1,097,759	917,430	26,418,212	2,150
5 "	192	112,355,043	875,535	355,406	18,522,943	756
7 "	106	88,399,502	299,542	333,817	17,927,063	425
10 "	94	125,504,623	313,500	445,992	28,792,252	388
20 "	15	36,638,847	515,904	30,077	10,164,975	60
30 "	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	6,306	1,321,037,441	11,675,312	5,775,783	136,745,248	20,505

調査対象等： 平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成22年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格 階級	法定相続人員別被相続人数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人超
1億円以下	40	283	469	476	178	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	3	181	539	1,031	808	305	104	47	15	3	2	1
2 "	1	33	154	255	238	101	49	17	6	5	3	2
3 "	-	21	48	155	180	83	30	19	10	3	-	1
5 "	1	2	27	48	46	45	17	3	3	-	-	-
7 "	1	4	4	34	25	27	5	3	2	1	-	-
10 "	-	1	10	20	30	19	8	4	2	-	-	-
20 "	-	-	3	3	3	5	-	-	1	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	46	525	1,254	2,022	1,508	585	213	93	39	12	5	4

調査対象等： 平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成22年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注） この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	2,099	44,625,142
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	2,992	140,504,951
	宅地（借地権を含む。）	5,897	501,813,640
	山林	1,516	20,047,600
	その他の土地	2,478	110,837,896
	計	実 5,997	817,829,229
家屋、構築物		5,709	76,563,962
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	1,120	2,365,591
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	185	420,772
	売掛金	203	847,421
	その他の財産	405	1,655,425
	計	実 1,378	5,289,209
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	1,072	35,055,402
	同上以外の株式及び出資	3,897	36,192,811
	公債及び社債	1,229	24,745,139
	投資・貸付信託受益証券	1,613	25,368,943
	計	実 4,700	121,362,295
現金、預貯金等		6,241	289,867,079
家庭用財産		4,443	1,809,450
その他の財産	生命保険金等	1,391	42,955,044
	退職金及び功労金等	416	14,996,642
	立木	403	363,286
	その他	5,309	73,868,685
	計	実 5,476	132,183,658
合計		実 6,269	1,444,904,882
相続時精算課税適用財産価額		311	11,675,312
債務		5,552	125,644,067
葬式費用		6,174	15,674,469
計		実 6,215	141,318,536
差引純資産価額		実 6,278	1,315,261,658
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		937	5,775,783
課税価格		実 6,306	1,321,037,441

調査対象等：平成21年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成22年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。